

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

規則

○秋田県財務規則の一部を改正する規則(六九・財政課) ……1

規則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第六十九号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「部長」の下に「又はチームリーダー」を加える。

第八条の二第一項本文中「部長」の下に、「チームリーダー」を加え、同項ただし書中「地域振興局長」の下に、「チームリーダー専決事項にあつては部長の」を加え、同項第一号中「並びに部長」の下に、「チームリーダー」を加え、同号の表に備考として次のように加える。

備考 チームを置く部にあつては、当該チームが所掌する事務に係る(一)及び(三)から(七)までの規定の適用については、「部長共通専決事項」とあるのは「チームリーダー専決事項」とする。

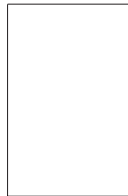
第八条の二第七項の表東京事務所の項中「総務企画課長」を「企画政策課長」に改める。

第八条の三第四項の表中「東京事務所総務企画課長」を「東京事務所企画政策課長」に改める。

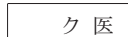
第十二条の表東京事務所の項中「総務企画課長」を「企画政策課長」に改める。

第十三条第一号の表東京事務所の項中「総務企画課総務班長」を「企画政策課総務班長」に、「東京事務所総務企画課長」を「東京事務所企画政策課長」に改め、同条第二号の表東京事務所の項中「総務企画課長」を「企画政策課長」に改める。

別表第一学術国際部の項中



を



ク 医

工連携プロジェクトチームリーダー

に改める。

附則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄